

平成17年7月26日

川崎市健康福祉局長寿社会部長  
梶田 陽一郎様

川崎市介護支援専門員連絡会  
会長 清崎 由美子

## 介護保険制度の見直しとその準備に対する介護支援専門員連絡会会員から寄せられた意見等について（報告）

猛暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会活動に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、包括ケア検討委員会が中心となり、平成18年4月の介護保険制度改正に向け、会員に対し学習会等を通じてその理解を深めるための各種取り組みを行っております。

このたび、3月の制度改正概要説明会に引き続き、別紙のとおり、「みんなで作ろう！地域支援事業」と題した各区での意見交換を開催いたしました。その際会員介護支援専門員等から出された意見、要望等を集約し、下記のとおり提案としてまとめましたので報告いたします。

今後の制度づくり、並びに関連準備にお役立てくださいますようお願いいたします。

### 【提案事項】 各提案事項に関する詳細は別添資料参照

- 地域包括支援センターのケアマネ支援業務に関するマニュアル作りに協力したい
- 地域包括支援センター内に介護支援専門員が集える小スペースを確保してほしい
- 制度改正に関して、市民周知を積極的に行ってほしい
- 特定入所者介護サービス費（補足給付）の申請書については、対象となる要支援者、要介護者全員への通知をしてほしい
- 「介護予防」という考え方（概念）について積極的に市民へ周知をお願いしたい
- 川崎市における「包括的な介護予防体制」の体系をつくり、介護予防サービスを増やすための対策を明らかにしてほしい

KAWASAKI 包括ケア検討委員会

## 1 地域包括支援センターにおける「ケアマネジャー支援」について

会員介護支援専門員等からは、大きく分類すると以下の声があがっています。

- 困難ケース等の場合、一緒に動いて支援してくれる人がほしい
- 自分が作成したケアプランを点検し、助言をしてほしい
- ボランティアや医療等の地域情報の提供源がほしい
- 日常的な個別指導（スーパービジョン）をしてほしい
- 関連領域（生活保護・障害施策、医療・法律機関等）への繋ぎをしてほしい

これらの声を踏まえ、本連絡会では、以下の点について提案いたします。

### **○地域包括支援センターのケアマネ支援業務に関するマニュアル作りに協力したい。**

上記のとおり、現在の介護支援専門員の声の中には、①介護支援専門員個人の責任において実施すべきもの、②事業所責任で取り組むべきもの、③本連絡会で取り組むほうが効果的なもの、④地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの役割が適当なもの、が混在していることがわかった。このままでは、主任ケアマネジャーに対する期待度が膨張し、現実離れしてしまう恐れを感じている。期待と役割の乖離は、連携を阻害させる要因となりうることを懸念している。本連絡会としては、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーとのパートナーシップを構築するため、地域包括支援センターがすべきケアマネジャー支援業務に関する「マニュアルづくり」に協力し、介護支援専門員や各事業所、又本連絡会が取り組むべきものを明確にしていく必要があると考えている。

### **○地域包括支援センター内に介護支援専門員が集える小スペースを確保してほしい**

地域包括支援センターが有効なケアマネジャー支援業務を実施するためには、地域包括支援センターと本連絡会とのパートナーシップが重要と考える。また、少人数ケアマネの事業所が多数存在する現状をふまえると、個々の介護支援専門員が、気軽に立ち寄り、相談できる場があるということもとても重要と思われる。

よって、全地域包括支援センター内とは言わないが、市内数ヶ所（最低南中北の3ヶ所、できれば各区）には、「介護支援専門員スペース」を確保していただくことを提案する。

また、連絡会と基幹型在宅介護支援センターの連携を継続させるために、連絡会事務局を現在基幹型在宅介護支援センター内に設置していただいているが、引き続き地域包括支援センター内に連絡会事務局を設置させていただくことで、より一層の連携関係が深まっていくと考える。

本連絡会には、地域包括支援センター（主に主任ケアマネジャー）を守り、育成、支援していく役割があると自覚している。現在、連絡会と基幹型在宅介護支援センターの両輪で実施している研修事業、電話相談、他団体との連携事業、委員会活動による実務的支援、各区連絡会による事例検討会や意見交換会等が、主任ケアマネジャーを支えるネットワークになると考える。

## 2 制度改正に関する市民周知について

会員介護支援専門員等からは、大きく分類すると以下の声があがっています。

- 不安を持つ市民(3の「介護予防」欄で記載)へ、いつどのように説明がなされるのか
- 日々サービスを提供するサービス提供者からも、詳細が不明なため制度について利用者へ説明できない、何を準備したらいいのかわからないという声を聞く。
- 我々介護支援専門員も利用者、(制度改正について)説明する役割はあるが、保険者も保険料を預かる被保険者へ説明責任があるはず。
- 10月の改正内容について、できるだけ早く丁寧に説明してほしい。横浜市のように、「市は、いつまでに何をやる。だからケアマネやサービス事業者には、利用者にとどのような説明をしてほしい。」という提示が必要。我々ケアマネジャーも利用者間違った説明をしないようにしたい。
- 新しい利用者負担段階を簡単に確認できるようにしてほしい。ショートステイ利用者について低所得者対策(補足給付)の対象者であるかがわからない。

これらの声を踏まえ、本連絡会では、以下の点について提案いたします。

### **○制度改正に関して、市民周知を積極的に行ってほしい**

保険料を預かる保険者は、その保険料の使い方が変わる(制度改正)場合や使われ方(適正な執行)について、被保険者への説明責任を有している。今回の改正は制度導入時以来の大改正であり、今まさにその説明責任が生じている時と考えている。また、介護保険利用者はそのほとんどが高齢者であることから、法律用語を含む複雑な改正内容について、理解が困難な方々も少なくない。よって一般的な行政広報ではなく、介護保険独自の丁寧な(対象者にあわせた)方法による周知を計画的に行っていただきたい。具体的には、利用者の家族を含む一般市民に対する区、地区レベルでの説明会の開催や、被保険者への分かりやすい通知、又新聞・テレビや市政だより等の媒体を利用した広報、ケアマネジャーやサービス事業者が利用者への説明時に使用できる「わかりやすいパンフレット」の作成と配布等、市から市民へ「直接的」又は「間接的」な方法での周知を計画的に実施することを提案する。もちろん間接的周知として介護支援専門員の役割も十分に認識している。“市が介護支援専門員やサービス事業者へ改正内容等を詳しく説明をするということは、市民周知の一環である”という共通認識のもと、本連絡会も行政と協働で市民が混乱しないよう説明等に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

### **○特定入所者介護サービス費(補足給付)の申請書については、対象となる要支援者、要介護者全員への通知をしてほしい**

川崎市では、介護保険施設入所者及び平成17年4月～6月にショートステイの利用実績があった補足給付対象者のみに申請書を送付し、委任状があれば介護支援専門員からの照会に対応するということである。しかし、在宅療養者すべてに緊急も含めたショートステイを利用する可能性があり、その際に迅速に対応するためには、あらかじめ補足給付の対象者であるか否かを知り、事前に申請手続きを済ませておく必要があると考える。特に日常的な家族の援助が望めない独居の方などには、申請支援が必要となることが多い。そのような状況を考えると、所得(年金)により決まる「利用者負担段階」と「補足給付申請書」については、施設、在宅を問わず2号被保険者も含めた対象者全員に通知していただくことは必須である。施設及びショートステイ(在宅)における新たな利用者負担額、及び補足給付(特定入所者介護サービス費)の利用について、被保険者に十分周知した上での利用者の選択、申請主義となるような対応を切望する。

### 3 「地域支援事業」及び「新・予防給付」の介護予防事業について

#### (1) 利用者から寄せられている声

- 今利用しているサービス（訪問介護、通所介護等）は利用できなくなるのか
- 必ず筋力向上トレーニングをしなければいけないのか
- いつからどのように変わるのかわからない
- 担当ケアマネジャーは代わってしまうのか

#### (2) 介護支援専門員から寄せられた声

- 介護予防は「筋トレ」＝「パワリハ」のイメージが強すぎる（特に川崎では）。器具を使わない「筋トレ」の紹介、他のメニューに対する市の取り組みや案内も行ってほしい。
- 地域支援事業における介護予防事業のメニューはいつ頃はっきりするのか
- 上記（1）にあるような利用者の不安に対して、市には市民に伝わるように周知する役割があると思う
- 介護予防サービスの必要量や、サービスを提供する事業者はどれくらいあるのか、対策が考えられているのかとても心配である

これらの声を踏まえ、本連絡会では、以下の点について提案いたします。

#### **○「介護予防」という考え方（概念）について積極的に市民へ周知をお願いしたい**

介護予防サービスは、他の介護保険サービスとは異なり、“どんなに必要でも利用する人がその気にならなければつながらないサービス”と考えている。つまり市民への介護予防に対する動機付けアプローチがとても重要となる。もちろんケアマネジメントプロセスにおける個々の利用者への動機付けアプローチについては、介護支援専門員を含むケアチームの役割であるとも認識し、本連絡会としても自らの課題として捉えているところではある。しかし、被保険者やその他の市民に向けた啓蒙啓発は保険者である市の重要な役割であり、新制度をスムーズに定着させるための重要なステップであると考えている。

長期的には、若年者を含む広い市民層への啓発が重要と考えるが、短期的には、利用者である「高齢者」やその家族への啓発普及について、今年度、来年度中に計画的に行っていくことが急務と考える。

#### **○川崎市における「包括的な介護予防体制」の体系をつくり、介護予防サービスを増やすための対策を明らかにしてほしい（介護予防サービスの事業者誘致など）**

このたびの介護保険制度の見直しにより、老人保健事業における介護予防関連事業と、介護予防・地域支え合い事業が財源的に統合された。又、自立（非該当）者への介護予防マネジメントと要支援者への介護予防マネジメントの実施機関が、地域包括支援センターに一本化されることとなり、今までバラバラに実施されてきた「介護予防事業」が統合されたと言える。しかし、「介護予防」という概念は、疾病予防同様、その必要性についての動機付けが重要であり、若年層からの普及啓発の取り組みが不可欠と考える。また、介護予防プランには、介護・福祉・保健・医療以外の一般市民施策やサービスを取り入れることが必要になってくると考えている。よって、高齢者関連施策内での統合や介護保険財源内での統合にとどまらない、教育等の関連施策をも含めた川崎市の介護予防体制の体系づくりとその事業（サービス）メニュー一覧の作成、事業者が準備できるための周知・具体策について早期に明らかにしていただきたい。